

すべての公益通報者を保護する体制を速やかに構築するため県要綱を改正

【改正概要】

- ・公益通報者保護法の改正（R7.6公布）や法定指針改定案（12/9パブコメ終了）の内容を反映
- ・外部専門家の意見を踏まえ、制度の信頼性と透明性を確保する取組（モニタリングの導入等）を追加
- ・要綱を網羅的・体系的に整理し、統一性・一貫性を持った通報対応が可能な体制を構築

1 法改正等の内容反映

① 通報者保護の拡充（第16条）

県職員等が保護要件を満たす2号・3号通報を行った場合、1号通報と同様に、公益通報者の保護を徹底 **※利益相反排除・独立性確保等を含む**

② 体制整備の徹底と実効性の向上（第28条）

公益通報対応体制の周知義務を明示（労働者等に対する制度理解の促進）

③ 公益通報者の範囲拡大（第2条）

フリーランス及び業務委託関係終了後1年以内の者を対象に追加

④ 公益通報を阻害する要因への対処（第11条）

新設された通報妨害の禁止に関する規定を追加

※通報妨害の禁止

通報者に対し、公益通報をしない旨の合意を求める行為のほか、外部公益通報を含む公益通報を妨げる行為を禁止すること

2 その他規定の整備

① モニタリング等の導入（第27条・第29条）

- ・通報事案に対して、外部専門家によるモニタリングを実施
- ・外部専門家の評価を踏まえた制度改善（PDCA）を実施
- ・職員等に対する教育・周知、制度運用状況の公表

② 網羅的・体系的に再整理

- ・法や指針、ガイドライン等に規定された内容を含め、要綱に網羅的に規定し、体系的に再整理

【参考：法定指針改正案の概要】

区 分		1号	2号	3号
指針4-1	内部公益通報受付窓口の設置等	○	-	-
	通報対応業務の実施	○	○	○
	組織の長からの独立性の確保	○	○	○
	利益相反の排除	○	○	○
指針4-2	不利益取扱いの防止	○	○	○
	範囲外共有等の防止	○	○	○
	通報者探索の防止	○	○	○
	通報妨害の防止	○	○	○